

第十三回国会 運輸委員會 議錄 第十三号

昭和二十七年三月十八日(火曜日)

午後一時五十四分開議

出席委員

委員長 岡村利右衛門君

理事 黒澤富次郎君 山崎 岩男君

稲田 直道君 大澤嘉平治君

岡田 五郎君 尾崎 末吉君

關谷 勝利君 玉置 信一君

坪内 八郎君 畠山 鶴吉君

山口シヅエ君 田代 文久君

出席政府委員

運輸政務次官 佐々木秀世君

運輸事務官 岡田 修一君

(海運局長)

委員外の出席者

専門員 岩村 勝君

専門員 堤 正威君

三月十八日

委員中野武雄君、江崎一治君及び岡

田春夫君辞任につき、その補欠とし

て山本猛夫君、田代文久君及び石野

久男君が議長の指名で委員に選任さ

れた。

三月十五日

商船管理委員會の解散及び清算に関

する法律案(内閣提出第七六号)

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

昭和二十六年十月の台風による木船

災害の復旧資金の融通に関する特別

措置法案(關谷勝利君外一名提出、

衆法第四号)

商船管理委員會の解散及び清算に関

する法律案(内閣提出第七六号)

○岡村委員長 これより會議を開きま

す。

商船管理委員會の解散及び清算に関

する法律案を議題とし、政府より提案

の理由の説明を求めます。佐々木政務

次官。

商船管理委員會の解散及び清算に

関する法律案

商船管理委員會の解散及び清算

に関する法律

(通則)

第一条 商船管理委員會(以下「委

員会」という。)の解散及び清算に

関しては、この法律の定めるところ

による。

(解散の登記)

第二条 委員會が運輸大臣の命令に

より解散したときは、委員會の清

算人は、遅滞なく、委員會の主たる

事務所及び従たる事務所の所在

地において、その解散の登記をし

なければならない。

(委員會の存続)

第三条 委員會は、解散した後で

も、清算の目的の範囲内におい

て、その清算の終了まで、なお存

続するものとみなす。

(清算人の指名等)

第四条 清算人は、運輸大臣が解散

前の委員會の役員又は職員の中か

ら指名した者となる。

2 運輸大臣は、清算人が法令に違

反し、その他その職務を適切に遂

行していないと認めるときは、こ

れを解任することができる。

(清算人の代表権)

第五条 清算人は、委員會は代表す

る。

(清算人の登記)

第六条 清算人は、その就任の日か

ら、主たる事務所の所在地におい

ては二週間以内に、従たる事務所

の所在地においては三週間以内

に、その氏名及び住所を登記しな

ければならない。

2 清算人は、前項の規定により登

記した事項に変更を生じたとき

は、主たる事務所の所在地におい

ては二週間以内に、従たる事務所

の所在地においては三週間以内

に、変更の登記をしなければならない。

(清算人の職務権限)

第七条 清算人は、左の職務を行う。

一 現務の終了

二 債権の取立及び債務の弁済

三 残余財産の引渡

2 清算人は、前項の職務を行うた

めに必要な一切の裁判上又は裁判

外の行為をすることができる。

(清算費用の支出)

第八条 清算人は、委員會の昭和二

十七年度の収入金及び昭和二十六

年度剰余金を国に納付しないで、

清算に必要な経費の支払に充てる

ことができる。

(清算事務の監督)

第九条 清算人は、就任の後直ちに

委員會の財産の現況を調査して、

財産目録及び貸借対照表を作成

し、運輸大臣の承認を受けなければ

ならない。

2 清算人は、前項の承認を得た財

産目録及び貸借対照表につき會計

検査院の検査を受けなければならない。

(清算行為の特則)

第十条 清算人が左の行為をする

ときは、運輸大臣の認可を受けな

ければならない。

一 委員會の財産の処分

二 訴の提起

三 和解契約又は仲裁契約の締結

四 権利又は利益の放棄

五 契約の更改

2 運輸大臣は、前項の認可をしよ

うとするときは、大蔵大臣に協議

しなければならない。

(債権債務の承継)

第十一条 運輸大臣は、委員會の清

算事務の終了を促進するため必要

があると認めるときは、委員會の

債権又は債務で昭和二十七年九月

三十日まで取立又は弁済をする

ことが困難なものを告示する。

2 運輸大臣は、前項の告示をしよ

うとするときは、大蔵大臣に協議

しなければならない。

3 第一項の告示があつたときは、

国は、その告示の日において、告

示に係る債権又は債務を承継す

る。

(訴訟の受継)

第十二条 前条第三項の規定により

国が承継した債権又は債務に係る

委員會を當事者とする訴訟であつ

て、債権又は債務の承継の日にお

いて現に係属しているものは、そ

の日において、国が受け継ぐ。

2 民事訴訟法(明治二十三年法律

第二十九号)中訴訟手続の中断及

び受継に関する規定は、前項の規

定により国が訴訟を受継した場合

に準用する。

(債権者に対する催告)

第十三条 清算人は、その就任の日

から一箇月以内に、少くとも三回

の公告をもつて、債権者に対し、二

箇月以内にその債権を申し出るべ

き旨を催告しなければならない。

2 前項の公告には、債権者が期間

内に申出をしないときは、清算か

ら除斥されるべき旨を附記しなけ

ればならない。

3 清算人は、知れている債権者に

は、各別にその債権の申出を催告

しなければならない。

4 清算人は、知れている債権者を

清算から除斥することができない。

(除斥された債権者に対する弁済)

第十四条 清算から除斥された債権

者は、委員會の債務完済後まだ国

庫に引き渡さない財産に対しての

み請求をすることができる。

(残余財産の帰属)

第十五条 委員會の残余財産は、国

庫に帰属する。

(清算書類提出の義務)

第十六条 清算事務が終つたとき

は、清算人は、直ちに清算報告書

昭和三十六年三月二十八日

登記については、その事務所の
在地を管轄する法務局若しくは

佐々木(秀)政府委員 ただいまか

法人である関係上、その解散及び清算

○田代委員　これはハリス台風の

海は非常之幾凡船の多いところであり

まして、そのために被害が特に多かつ

たということで、特別の措置を講じたわけでありませう。なおこれを以前に災害を受けたものに適用するかと申しますと、これは今回のルース台風の被害だけに限つて融資をせられることになつておりますので、資金その他の関係ではルース台風だけにこれを融資する、こういうことになつております。

○田代委員 そういたしますと、これは非常にぐあいが悪い。たとえ同じ大分県のある港なら港が、ルース台風に対しては国家的な補償をしてやる、あるいはいろいろ便宜を与えてやる。ところが同じ船の持ち主、あるいは漁村などで、昨年あるいは一昨年の台風ではそういう手が打たれないということになりますと、そこにおる人が、これはおかしいじゃないか、こういう政策は間違つておるのじゃないかということとを考へざるを得ないわけなんです。私はこれは非常に手落ちであるように思ふのですが、そこに何とか考慮される余地がないかどうか。また考慮される御意図はないかどうかという点をひとつ……。

〔委員長退席 黒澤委員長代理着席〕
○關谷委員 今回の場合はこれはルース台風によつての被害の調査に基いて、それに対する資金的な措置を講ずる、こういうようなことになつておりますので、他の災害に対するものは貸付することになつておりません。私たちの希望としたしましては、一応こういうような先例をつくりまして、さらに将来もたび／＼こういうような災害が起るのではないかと予想せられま

すし、なおまた以前にそういうような災害を受けた人たちが、代替船をつくることのできないというふうなものに對しては、将来私たちが何となくか、恒久的な立法措置を講じて、その都度救済ができるようにしたい、こういうような考えを持つております。

○田代委員 どうも過去の被害に對するものはなほ遺憾でございますが、それにもかくもルース台風だけではない、それに対して何とか国家が援助するという趣旨は、私たちが賛成なわけなのであります。ぜひとも過去の分に対しては、片手落ちのない措置が講ぜられることを極力希望するわけでありませう。

次に、はしけとかその他非常に小さい木船がはしけでおるようでありませうが、そうでございますね。

○關谷委員 はしけは木船から普通除外されておりますので、これははしけを持つておりますのは、大体相當の資力のある者が持つておりますし、他のわくで今まで融資の措置を講ずるよう

にいつも考へられておりますので、今回の別途になつております。なおまた小さいと申ししても、小さいのは漁船で、この漁船にはこれと同性質の法律が通過いたしておりますので、ほとんどがそれに含まれておることになつております。

○田代委員 災害補助とか、融資とかいう場合には、常に問題になるのであります。その分配というふうな面では、ぜひとも公平になされないと、いろいろ問題が起るものであります。公平に各県にこれを均等させるといふ面では、十分遺憾がないように措置がとれますかどうか、その点をひとつ……。

○關谷委員 公平に遺憾のないようにとり得るようになつております。

○田代委員 具体的にどういふふうな措置をされますか。

○關谷委員 大体融資の三億八千万というものが、被害を受けた金高の三分の二ということになつておりますので、それを標準としてすべて被害の報告を受けておりますので、希望があらましたならば、その三分の二程度は公平に貸し付けることができる、こういうことになつております。

○田代委員 これは全額国庫負担というふうな、そういう強力なあれをした方がいゝのではないと思ひますが、そういうことはお考へになつておりませんか。

○關谷委員 全額の国庫負担という意味がわかりかねますが、元本、利息、すべての国庫負担という意味と解釈していいわけですか。

○田代委員 大体そうです。

○關谷委員 もちろんこれは理想的に申しますならば、そういうふうにしたのでありますけれども、やはり全額国庫負担でやるといふ例は、今までにもないし記憶しておりますので、三分の二程度の融資をいたしますならば、それによつて将来輸送の収入によつて償還することができるといふようなことを考へておりますので、全額を国庫が負担するという気持は持つておりません。

○田代委員 終ります。

○岡田五委員 私提案者の一人になつておりました、実は提案者の關谷委員からお答えをいただきましたのでございませうが、この機会に政府委員にひとつお尋ねをいたしておきたいのでございませう。

○岡田五委員 たいだいまの御説

でございます。と申しますのは、私から申し上げるまでもなく、日本は四つの島でありまして、この島々に重要物資を運搬するといふことは、日本の経済上根本的に必要なことではないかと思ひます。この四つの島々への重要な貨物の運搬は、木船によつて大行われておるといふことをわれ／＼は知つておるのであります。聞くところによれば、年間約五千万トンの重要貨物が、この陸上のトラックとも比較すべき海上のトラックである木船によつて運ばれておる。しかもこの木船は荒波高い海上を木の葉のごとく、不完全な、貧弱な装備のもとに、運搬されておるのであります。しかも日本は世界に有名なほど、毎年々々災害に襲われておるのであります。かような日本の国土の本質、かようなこの木船の使命、現在の状態というふうなことを考へあわせまして、私は木船の災害に對する根本的ないわゆる国家的な補助政策というものが確立されるべきではないか、かように考へるものであります。今回幸いにいたしまして、有史以来まれに見るルース台風による木船の被害は、國家の補助に基きまして、急速なる復旧ができたことは、私たち國民の一人といたしまして、非常に喜びにたえないところでありませう。私は先ほど申し上げましたような、かような木船の使命というふうな点からかんがひまして、政府が木船の災害復旧、災害補償ということにつきまして、どういふ方法を考へておられるか、どういふ方法で行きたいかというふうなお考へがあれば、この機会にひとつお漏らし願ひたい、かように存する次第であります。

○岡田五委員 たいだいまの御説

明のように、機帆船に對する保護助長、特に災害の場合のこれが復旧助成といふことが非常に緊要でございます。御承知と存じますが、前には木船に對しまして國が再保するといふ方法があつたのであります。これが三年ほど以前にGHQの指示によりまして、國家のその再保を受けるべき基礎となる木船保險組合なるものの解散を余儀なくされたのであります。従つてそれによつて國家の再保という措置がなくなつたのでございませうが、今回のルース台風に基づく災害の補償並びに利子補給という政府の措置をとらざるを得なかつた事態にかんがみまして、今後こういう被害が起つた場合に、恒久的に臨時的な措置を講ぜずして、恒久的にこれが復旧助成をし得るような措置として、以前実施しておりましたような國家の再保險制度といふものをぜひ實現する必要がある、かように考へてゐるのでございませう。現在木船業者の一部に、それ／＼みずからの力によりまして、相互保險組合を設立しておるの

でございます。しかしこれは大きな被害が発生いたしますと、とうていみずからの力による相互保險組合では処理できない。どうしても國がそれをさらに再保して、最終的には國がそういう被害に對して保險金を支払うという方法を講ずる必要がある、かように考へておりました。目下その方法、内容につきまして研究いたしておるような次第でございます。

○黒澤委員長代理 ほか御質問はありますか。――なければこれにて質疑は終了いたしました。

これより本案に對し討論に入ります。が、討論の通告もありませんので、こ

れを省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○黒澤委員長代理 御異議なければさように決めます。

これより本案について採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○黒澤委員長代理 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。なお本案に対する委員長の報告については、委員長に御一任願いたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○黒澤委員長代理 御異議なければ、さように決めます。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後二時二十三分散会

〔参照〕

昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(關谷勝利君外一名提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕